

PRESS RELEASE

2017. 2. 7

一般社団法人静岡県信用金庫協会

静岡県内信用金庫のキャッシュカード振り込み機能の一部利用制限について

～～振り込め詐欺防止対策～～

(一社) 静岡県信用金庫協会の傘下の信用金庫 (既に実施済の三島信用金庫を除く県内の11信用金庫) は、多発する振り込め詐欺被害、特に急増するキャッシュカードによる振り込みに不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」被害を防止するため、緊急対応として、平成29年3月1日(水)より、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施します。詳細は下記のとおりです。

記

次のお客さまはATMのキャッシュカードによる振り込みを制限(振込限度額を「0円」)し、振込ができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

① 70歳以上、かつ

② 各信用金庫のATMで直近3年以上キャッシュカードによる振り込みをされていない口座のお客さま

(2) 対応開始時期

平成29年3月1日(水)より

(3) 上記のお客さまがキャッシュカードによる振り込みを希望される場合

平日の営業時間内に各金庫の窓口へお申し出いただき、本人確認のうえ振込みを可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる預入れや引出しは従来どおり可能です。

★ (一社) 静岡県信用金庫協会会長の御室健一郎 (浜松信用金庫理事長) のコメント

「静岡県の信用金庫では、沼津信用金庫のアイデアで開始した「預手(よて)プラン(高齢者に対する預金小切手利用の推奨)」をこれまで推奨し、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺被害防止に努めているが、今回の『キャッシュカード振り込み機能の一部利用制限』の実施により、更にその成果が高まることが期待できる。今後も静岡県の信用金庫は地域の金融機関として警察や自治体に積極的に協力し、県内の409店舗のネットワークを生かした社会貢献を果たしていきたい。」

【お問い合わせ先】

(一社)静岡県信用金庫協会

電話：054-255-5530